

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 東部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、加納玉串線、東大阪中央線、渋川放出線、大阪枚岡線、友井稲田線、稲田石切線、大阪八尾線、荒川森河内線、友井長田線、八尾枚方線の一部区間を廃止し、徳庵鴻池線を廃止するものである。また、大阪瓢箪山線の八戸ノ里駅北口駅前交通広場を廃止するものである。さらに、大阪生駒線、鴻池駅前線及び山麓線については、区間の分割に伴い名称を変更する。

対象市名	幹線名	変更区域	変更内容
東大阪市	3・2・227-6号 加納玉串線	東大阪市加納五丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市	3・2・227-7号 東大阪中央線	東大阪市東鴻池町四丁目、東鴻池町五丁目、横枕南、荒本新町、菱屋東二丁目、菱屋東三丁目、菱江六丁目、岩田町四丁目、岩田町五丁目、岩田町六丁目、瓜生堂一丁目、瓜生堂二丁目、若江本町二丁目、若江本町三丁目、若江本町四丁目、若江南町一丁目及び新庄三丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市 大阪市	3・3・227-9号 渋川放出線	大阪市鶴見区今津南一丁目及び放出東三丁目並びに城東区諏訪一丁目、諏訪二丁目及び諏訪三丁目並びに東大阪市森河内西一丁目、森河内西二丁目及び高井田西六丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市 大阪市	3・3・227-10号 大阪枚岡線	大阪市東成区大今里南六丁目、深江南二丁目及び深江南三丁目並びに東大阪市足代北一丁目、足代北二丁目、高井田西一丁目、長堂一丁目、高井田本通一丁目、長堂二丁目、高井田本通二丁目、長堂三丁目、高井田中一丁目、長栄寺、高井田、高井田元町一丁目、高井田元町二丁目、新喜多一丁目、新喜多二丁目、菱屋西六丁目、西堤本通西一丁目、西堤本通東一丁目、御厨栄町二丁目、西堤学園町一丁目、御厨西ノ町一丁目、御厨栄町三丁目、御厨一丁目、御厨三丁目、御厨四丁目、御厨五丁目、御厨六丁目、御厨中一丁目、御厨中二丁目、御厨東一丁目、御厨東二丁目、新家二丁目、新家三丁目、西岩田三丁目、箱殿町、南荘町、立花町及び新町地内	一部区間の廃止

東大阪市	3・3・ 227- 11号 友井稲田 線	東大阪市稲田上町一丁目、稲田新町一丁目、稲田新町二丁目、楠根三丁目、楠根二丁目、楠根一丁目、長田西一丁目、長田一丁目、藤戸新田一丁目、御厨一丁目、御厨二丁目、御厨西ノ町一丁目、御厨西ノ町二丁目、御厨栄町一丁目、御厨栄町二丁目、御厨栄町三丁目、御厨栄町四丁目、小阪一丁目、小阪二丁目、下小阪一丁目、下小阪二丁目、下小阪三丁目、中小阪一丁目、上小阪二丁目、上小阪三丁目、西上小阪、小若江一丁目、小若江二丁目、小若江四丁目、近江堂二丁目、友井一丁目、友井二丁目及び友井三丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市	3・4・ 227- 20号 稲田石切 線	東大阪市稲田本町二丁目、稲田本町三丁目、稲田新町一丁目、楠根三丁目、稲田新町二丁目、稲田新町三丁目、七軒家、新庄一丁目、新庄四丁目、新庄東、箕輪二丁目、箕輪三丁目、古箕輪一丁目、吉原一丁目、吉原二丁目、川田二丁目、川田三丁目、中石切町二丁目、中石切町三丁目、中石切町四丁目、中石切町五丁目、北石切町、東石切町五丁目及び東石切町六丁目及び新庄南地内	一部区間の廃止
東大阪市	3・4・ 227- 22号 大阪八尾 線	東大阪市柏田東町、衣摺一丁目、衣摺二丁目、衣摺三丁目、大蓮東一丁目、大蓮東二丁目、大蓮東三丁目、大蓮東四丁目、大蓮北一丁目、大蓮北二丁目、金岡三丁目及び金岡四丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市	3・4・ 227- 23号 荒川森河 内線	東大阪市森河内西一丁目、森河内東一丁目、高井田西六丁目及び高井田本通七丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市	3・4・ 227- 25号 友井長田 線	東大阪市長田西二丁目、長田中一丁目、長田一丁目、長田二丁目、藤戸新田一丁目、藤戸新田二丁目、御厨四丁目、御厨五丁目、友井二丁目及び友井五丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市	3・4・ 227- 29号 八尾枚方 線	東大阪市加納一丁目、加納八丁目、川田一丁目、新鴻池町、古箕輪一丁目、角田一丁目、角田二丁目、菱江一丁目、菱江二丁目、菱江三丁目、稲葉一丁目、菱屋東一丁目、岩田町一丁目、岩田町二丁目、岩田町三丁目、岩田町四丁目及び岩田町五丁目地内	一部区間の廃止
東大阪市	3・4・ 227- 31号 徳庵鴻池 線	東大阪市鴻池徳庵町、西鴻池町二丁目、西鴻池町三丁目、中鴻池町一丁目、中鴻池町二丁目、中鴻池町三丁目、鴻池元町、鴻池町二丁目、東鴻池町四丁目及び東鴻池町五丁目地内	廃止

東大阪市	3・5・ 227 - 37号 大阪瓢箪 山線	東大阪市小阪三丁目地内	八戸ノ里 駅北口駅 前交通広 場の廃止
------	------------------------------------	-------------	------------------------------

(2) 東部大阪都市計画公園の変更

枚岡公園の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」（平成24年3月策定）に基づき、公園緑地としての必要性並びに代替性を評価した結果、都市計画の廃止を行うとともに、官民境界確定等により区域界の修正があったことから、本案のとおり区域を変更するものである。

対象市名	公園名	変更区域	変更内容
東大阪市	7・5・227-1号 枚岡公園	東大阪市東豊浦町、山手町及び出雲井町地内	一部区域の追加及び廃止

(3) 南部大阪都市計画公園の変更

二色の浜公園の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」（平成24年3月策定）に基づき、公園緑地としての必要性を評価した結果、本案のとおり都市計画の廃止を行うものである。

対象市名	公園名	変更区域	変更内容
貝塚市	9・5・208-1号 二色の浜公園	貝塚市 沢及び脇浜四丁目地内	一部区域の廃止

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
東大阪市建設局都市整備部都市づくり課 貝塚市都市政策部都市計画課	都市整備部総合計画課

(2) 掲示期間

平成26年2月24日（月）から3月10日（月）まで